

部署別 時間外業務に該当するものの基準

(総合教育研修センター：臨床研修医用)

以下の基準に則って勤怠管理システム（COMPANY）に入力されたものは、事前申請されたものと同等とみなします。

館内で行う自己研鑽を否定するものではありません。医師として成長するための研鑽は、積極的に行なってください。

「院内にいた時間」イコール「業務の時間（時間外勤務含む）」ではない、ことに留意してください。

時間外勤務に該当するもの

◎診療業務及び診療業務に必要な情報収集

※実際の入院患者・外来患者・救急外来患者の診療に関する業務等

- その時期に研修している診療科の担当医として、入院患者・外来患者の診察および処置・治療、各種指示（処方、注射、各種検査など）、カルテ記載、検査結果確認、診断書・診療情報提供書作成、レセプトチェックなどの作業が平日の時間外に及んだ場合は、時間外勤務とします。

ただし、平日の時間内に回せる業務は時間内に回すようにしてください。

また、患者や家族に対する病状説明などは、勤務時間内に調整するようにこころがけてください。

- 平日の時間外や土日・休祭日に、病棟患者の病態悪化もしくは急変があり、救急コールで呼ばれた入院患者の診察および処置・治療、各種指示（処方、注射、各種検査など）、カルテ記載、検査結果確認、入退院に伴う一連の業務などは、時間外勤務とします。
時間外および休日出勤時の救急コール対応等に関しては、患者急変対応や看取りなどといった主治医（担当医）が対応したほうがよいと判断される場合以外は、可能な限り、オンコール医師に任せるとともに、平素から治療方針の共有を心がけて下さい。
- 平日の時間外や土日・休祭日に、その時期に研修をしている診療科のオンコール当番で呼ばれた、または緊急の検査・処置および緊急手術などで時間外に呼ばれた新規の入院患者・救急外来患者の診察および処置・治療、各種指示（処方、注射、各種検査など）、カルテ記載、検査結果確認、入退院に伴う一連の業務などは、時間外勤務とします。

上記に該当するものとして、具体的には、以下のようなケースが考えられます。

- ・ 緊急内視鏡検査および内視鏡下止血処置（補助要員）、
- ・ 緊急気管支鏡検査、
- ・ 緊急骨髄穿刺、
- ・ 緊急の PT-GBD などのドレナージ処置（補助要員）、
- ・ 緊急の胸腔ドレナージ処置（補助要員）、
- ・ 緊急の心嚢ドレナージ処置（補助要員）、
- ・ 緊急のインターベンション・TAE による止血処置（補助要員）、
- ・ 緊急の血栓溶解療法や血管内治療（補助要員）、
- ・ 緊急の PTCA などの心臓カテーテル検査および治療（補助要員）、
- ・ 緊急の内科系疾患の入院（担当医）、
- ・ 緊急の外科系疾患の入院（担当医）、
- ・ 緊急の各種手術：開頭術／開胸術／胸腔鏡下手術／開腹術／剣状突起下心嚢開窓術／開腹術／腹腔鏡下手術／緊急帝王切開／骨折整復・骨接合など整形外科系手術／形成外科的手術／熱傷処置など（術者・手術助手）、
- ・ 分娩に伴う呼び出しなど

- 臨床研修医の退院サマリーの作成率に関しては、令和 4 年度以降の目標が、退院後 1 週間以内の作成率が 90%以上、2 週間以内の作成率が 100%、を目指すとなっています。
退院サマリーの作成および診療情報提供書の作成に関しては、業務と判断し、その作業が平日の時間外に及んだ場合は、時間外勤務とします。

ただし、退院サマリーで詳細な考察（アセスメント）を書くための文献検索や、専門の医師であれば当然知っていると思われることの学習のための文献検索などは、自己研鑽とみなします。

※入院患者に関する看護師からの問い合わせや指示確認等に関して、電話連絡のみで済んだ場合、時間外に該当するかどうかは、その時期に研修している診療科の部長の判断に従ってください。

※緊急で呼ばれた手術や検査などに関連した“待機時間”については、その時期に研修している診療科の部長の判断を仰いでください。

※ 迷った時の判断基準として、

- ① 診療報酬、病院収益に直接関係するものは勤務。
- ② その行動は、自分のため？ 病院のため？ 自分のためと思われる場合は自己研鑽としてください。（自分の成長がゆくゆくは病院のためになるが、今現在影響がないのなら、自己研鑽です。

◎業務命令による学会、カンファレンス（CPC等）、研修会等への出席や準備

- 医療マネジメント学会（全国、九州、佐賀県の全てを含む）、日本病院会、自治体病院学会、好生館医学会での発表を勤務時間外に行う場合は、時間外勤務とします。
なお、発表のためのプレゼンテーション資料の作成は、通常、勤務時間内に行うものとし、やむを得ず勤務時間外に行う場合は、2時間を上限として作成に要した時間を時間外勤務として取り扱います。
- 毎月第3水曜日の時間外（17：30～18：30）に実施される CPC（臨床病理カンファレンス） への出席は、自己研鑽とします。
ただし、CPCの発表者になった場合、発表時間は、時間外勤務とします。
なお、発表のためのプレゼンテーション資料の作成は通常、勤務時間内に行うものとし、やむを得ず勤務時間外に行う場合は、2時間を上限として作成に要した時間を時間外勤務として取り扱います。

※上記以外の学会・研究会・症例検討会・術前カンファレンス・合同カンファレンス・各種セミナー、研修医勉強会（レジデント勉強会：毎月第二・第四木曜日開催）等への参加および発表スライドの準備・作成時間については、自己研鑽とします。

◎業務命令による総合教育研修センター関連の仕事

- レジナビ、マイナビ、eレジなどの医師臨床研修プログラム説明会や佐賀県主催の臨床研修関連セミナーの出席に関しては、平日の時間外や土日祭日にオンライン方式で参加した場合は、時間外勤務とします。参加した時間を時間外勤務として申請してください。
佐賀県外の対面式医師臨床研修プログラム説明会（レジナビやマイナビなど）への出席については、出張扱いとなります。研修医リーダーに人選を依頼しますので、プログラム説明会へ参加することになった研修医の先生は、「出張届け」を出すようにしてください。
さらに、参加した研修医は、プログラム説明に参加した時間を時間外勤務として別途申請してください。

◎ER 総合時間外診療（いわゆる総合当直）について

- ER 総合時間外診療（いわゆる総合日直当直）については、病院の業務命令に準ずると考えられることから、時間外勤務とします。総合当直の時間帯および担当時間に応じて、時間外手当が支給されます。

※夜間Ⅰを担当した場合、23：00（土日祭日は08：30も）に夜間Ⅱ担当者に申し送りをしてください。ER受診を希望する傷病者の電話受けが23：00前であって、来院が23：00以降となる場合、夜間Ⅰ担当者は傷病者情報を夜間Ⅱ担当者に伝達した上で、夜間Ⅱに診療を依頼してください。

※夜間Ⅱを担当した翌日は、半日勤務となります。その時期に研修している診療科の部長と相談のうえ、午前のみ勤務、午後のみ勤務のどちらかを選んでください。

手術や検査・処置・治療が延長した場合についての取り決め

手術室やそれに準ずる治療室（内視鏡室・心カテ室・透視室など）に在室していたかどうか、検査・処置に立ちあっていたかどうかではなく、業務を行っていたかどうかで判断してください。

業務：手術メンバーとして手術処置に参加した時間

術者（Operation Leader）の判断で手術に不可欠なメンバーとして手術に参加した場合（時間外業務の判断はOperation Leaderが判断、必要最小限にする）

⇒手術記録、術後説明等の診療録記載、術後指示オーダー、病理標本整理など

※【自己研鑽】：手術のビデオ編集、手術録画の見直し、手術の見学など

※ 見学中にスタッフから指示があった場合は、その時間のみ業務とみなします。

手術や検査・処置の待機時間および館内カンファランスの準備（部長判断）

手術搬入や検査結果待ちなど、自分の机などで拘束状態から解かれた状態、何をするか自分で自由に選択できる状態で、業務をしなかった場合は、業務外、休憩とします。待機時間に業務をする場合、その時間の使い方が賃金を受け取るのに相応しいかどうかを考え、行動してください。この場合も、時間内に回せる仕事は時間内に回し、できるだけ休憩をとるように心がけてください。

連続勤務を避けるためにも計画的に休憩を取るようにしましょう。

前述のように、手術や検査・処置の待機時間についての最終判断は、部長裁定となりますので、詳細は、その時期に研修している診療科の部長の判断に従ってください。また各診療科・部門で行う館内カンファランスの準備については、臨床研修医の場合、自己研鑽に該当する面も少なくないと思われます。したがって、館内カンファランスの準備を時間外業務扱いとするか否かについての最終判断は、その時期に研修をしている診療科の部長の判断に従ってください。

【参考】勤怠管理システム（COMPANY™）への時間外活動

の内訳入力について（総合教育研修センター：臨床研修医用）

好生館では、所定労働時間外の活動内容を正確に把握するために、COMPANY™ という勤怠管理ソフトを導入しています。以下、留意点を列挙します。

- 当館では出退状況を IC カードによって把握しています。「測定できないものは評価できない」ため、出勤時と退勤時の IC カードによる打刻を忘れないようにしてください。この打刻内容は COMPANY™ に反映され、業務（必要な研修）を行った証明になりますし、皆さんへの給与支給の根拠にもなります。臨床研修医全体の打刻率の目標は、95%以上です。打刻を忘れた場合は、「打刻忘れ」をチェックするようにしてください。
- 所定労働時間外に活動（研修）を行った場合、一定の要件を満たせば、時間外勤務手当が支給されます。上記の「時間外業務に該当するものの基準（臨床研修医用）」を熟読のうえ、COMPANY™ の「所定労働時間外の活動内訳入力【臨床研修医】」の画面から入力してください（プルダウン方式で入力できます）。上記画面の横に『時間外の研修活動に該当するもの（※1～4）』が表示されるので、活動内容ごとに時間外の活動（研修）時間を入力してください。例えば、1 は患者に関するもので、急患対応などに起因する活動です。2 は研修体制に起因し発生するもので、ER 総合当直などの活動です。3 は臨床研修上参加すべきもので、研修プログラム説明会への参加や CPC 発表などの活動がこれに該当します。4 は 1～3 に該当しない診療に関する活動等で、診断書や退院サマリ作成などの活動・・・となります。上記 1～4 の活動（研修）には、時間外勤務手当が支給されます⇒ 次ページ参照のこと。
- 一方、『時間外の研修活動に該当しないもの（※5）』ですが、5 は自己研鑽となります。手術などの実技見学、学会や勉強会への参加、院内カンファランス出席、CPC や研修医勉強会への出席などは、自己研鑽となります。5 自己研鑽の活動については、時間外勤務手当は支給されません。
- 上記の 3 臨床研修上参加すべきものには、CPC での発表およびスライド作成（2 時間を上限とする）、好生館医学会での発表およびスライド作成（2 時間を上限とする）、総合教育研修センター関連のリクルート活動（レジナビやマイナビ等）があり、いずれも 時間外勤務手当が支給されます（再掲）。なお、佐賀県外の対面式医師臨床研修プログラム説明会（レジナビ等）へ参加する場合は「出張届け」を出してください。また、PG 説明会に参加した時間は、時間外勤務として請求することができます（再掲）。

所定労働時間外の活動内訳入力【臨床研修医】※入力画面に表示※

【時間外の研修活動に該当するもの】（※ 1～4）
1 患者に関するもの ★急患・急変・緊急呼出や手術・処置・検査が延長した患者に起因する活動
2 研修体制が起因し、発生するもの ★ER 総合時間外診療（救急 A1、救急 A2）
3 臨床研修上参加すべきもの ★必須カンファレンス、CPC 発表 819057438701 () がサインインしています 研修センター活動
4 1～3に該当しない診療に関する活動等 ★回診、電子カルテ記載、レセプト、診断書・退院サマリ作成、災害訓練（役割者のみ）
【時間外の研修活動に該当しないもの】（※ 5）
5 自己研鑽 ★自己研鑽（実際の担当ではない患者の情報収集・予習・練習等）、任意参加の WEB 講演会・学会・カンファレンス・CPC・勉強会・研修会等への出席および準備、医学論文作成、手術等の実技見学

注）上記の記載のうち、青色文字（青枠）で記載した部分は、主に時間外の研修活動に関するもので、時間外勤務手当が支給されます。赤色文字（赤枠）で記載した部分は、自己研鑽（時間外の研修活動に該当しないもの）であり、時間外勤務手当は支給されません。

令和 4 年 6 月 21 日 初版版

令和 5 年 1 月 23 日 改訂版作成（Version 2）

令和 5 年 5 月 18 日 改訂版作成（Version 4）

令和 5 年 6 月 1 日 改訂版作成（Version 5）

（文責） 総合教育研修センター 藤田 尚宏